

予算の計上がかりに多少減りまして、総ワクとしてはふえるというよう
なことになるわけでございます。その
意味からして、この五千万円の減とい
うのは結局償還の増でカバーできると
いうのが第一点。それから実際問題と
しては、これはもう端的に申し上げま
すが、御承知のように従来五億九千万

円、その前は四億五千万円の計上でございましたが、地方がこれを消化いたしましたために、毎年相当額を國の予算としては使い残しのような状態になつておつたのでございます。そういう意味において、この五千万円の減というのは、實際問題としてはその使い残しの額はそれだけ減るという——結果としてはそういうことになるわけでございまして、これは大へん残念であり、ふがいない話でございますけれども、まあそういう点から実害としては生じないという点も考慮いたしまして減つたような次第でございます。

○山口(シ)委員　そういたしますと、今回予算に組まれました金額が、そういう一応数字的に出ないで、感じによつてこの五千万円を減額したという数字が出てきたように私はただいまの御答弁で受け取れるのですが、もっと確實な何か根拠があるべきではないか、こう私自身は考えさせられますが、その点いかがでしようか。

○高田(浩)政府委員 三十二年度と三十三年度とを比べてみますと、償還も合せました数字としては、三十三年度が予算が減りましてもふえる格好になるわけであります。それからもう一つ、これは現実に三十二年度の予算の消化状況を見ますというのと、五億九千万円の予算のうちまだ、昨年の末の計

算でいきますと、四億に欠けるという状況でございます。そういう意味からいたしますと二億近くの金が未消化に終る。そういうようなことでございますので、実際問題として五千万円の減というのはその中にいわゆる埋没してしまふということになるわけであり
ます。

○山口(シ)委員 次にお伺いしたいことは、先日資料としていただきました印刷物の中には、申込数に対する貸付の率というものが出ていなかったように思うのでございますけれども、二十八年度から三十一年度まで——今のお話では三十一年度もはつきり出ていらつしやらないのじやないかと思ひますが、大さっぱな数字でけっこうです。から、三十一年度まで、これは承認した数でなく、申し込みに對して受け付けした数、この割合を数字でお示し願ひたいと思ひます。

○高田(巻)政府委員 母子世帯からの
貸付の申し込みに対します貸付の決定の
割合でございますが、昭和二十八年が六
五〇・五、二十九年が六八・六、三十
年が六九・四、三十一年が七二・一を
いうふうな数字になっております
○山口(シ)委員 そうするとずっと上
昇していますね、貸付が。それではも
う一つ数字の問題で、全国母子世帯数
と被保護世帯数でございますが、この
数字とパーセンテージを一つ……

○高田(浩)政府委員 三十一年に調査した結果によりますと、母子世帯、これは母子福祉資金の貸付に關します法律と同じ対象にいたしますと、母子世帯の数が百十五万になるわけでございます。二十七年の調査によりますと、御承知のように約六十九万と申してお

りましたが、これは調査の対象が多少食い違っておりますので、その数字からあえてふえたという意味ではございません。その点御了承いただきたいと思ひます。そのうち生活保護を受けております世帯が約十一万でございます。ちよつとということでございます。

○山口(シ)委員 このボーダーライン以下の世帯というのがだいぶ多くあるんじゃないかと思えますけれども、当局の方で御調査なすったことございますか。

○高田(浩)政府委員 お手元に三十一年の調査の報告書を差し上げてありますが、その十五ページをごらんいただきたいと思います。十五ページの一番下の欄に世帯収入から見た母子世帯と、その書いてありますように現金収入について見ると、月額一万円以内

下のものが四八%、そういうような状況になっております。その内訳はこまかに表に書いてございますが、これによつて御推測をいただきたいと思ひます。

○山口(シ)委員　今の数字を伺いました。私はこういうことを考えさせられるのでございます。ただいまの生活保護を受けなければならぬような事情にあるもの、それにボーダーライン以下の母子家庭、これらの数字を合せますと、約母子家族の半分以上が、いわゆるこれらの法律の恩恵に浴さなければならぬような事情の家庭ではないかと私は考えます。そこでこの数字から見ますと、現在貸し付けております対象というものは、これらの母子家族を救済するにはとうてい及ばない数である

と私に考えます。そしてこれを貸し付けるまでには、その母子家族に対していろいろと返済の義務などもあるので、すから、これらの問題が条件になりまして、非常にワクが狭められていくということは当然のことと思います。が、これらの調査並びに指導というものはやはり行き届いていなければ、必

要であるべき母子家族にこれらの資金が貸し付けられてないという結果が出てくるんじゃないかと思えます。それはもうすでに御承知だろうと思えますが、母子家族の問題でよく新聞の記事

などに載るのでございますけれども、この資金を当然借りなければならぬ事情にある家庭は、半年、一年と区切って返金しなければならぬという前提のもとに借りるということに、いろいろな意味で非常に拘束され、不便を感じ、そういうことでぜひとも必要であるという家庭にこの資金が浸透して

おらずに、むしろ貸すときに条件がかなうものに貸し付けられるというような例が、多く見受けられるというような意見を、たびたび私は読んでおりますが、それらについてどういう御意見を

お持ちか、一つお漏らし願いたいと考えます。

○高田(浩)政府委員　先ほど米御承知のように母子家庭は一般的に見れば経済的に非常に恵まれない家庭が多いわけでございます。従つてこれに対する対策としては経済的援助ということが一つのポイントになるわけでございます。その場合に母子福祉資金の貸付制度は、この法律に書いてありますように、「その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り」云々というようなことでありまして、結局この貸付に

よつて経済的の自立態勢を確立するお
手伝いをする、そういうことが一つの
目的でございます。それから本質的に
申しましてこれはやはり給与する金で
はなしに貸付でございます。同時にこ
れが返れば他の母子家庭に貸し付けら
れるというような仕組になつておる關
係上、やはり貸す場合に、たとえば生

業資金等についてみますと、事業が果してうまくいくだろうかいかぬだろうか、従つて事業からいつて返せるだろうか返せないだろうか、その辺のところはやはり貸付に當つて吟味するのが

当然の仕組みになっておるわけであり
ます。一方またそういう例にそぐわ
ない、とにかくあとうまくいくかい
ぬかわからないけれども金がほしいの
だという人たちも、確かに数多くの母
子世帯のうちにはあると思いますけれ
ども、そういうものにつきましては必
ずしも貸付の対象とならない。計画が

うまくなければやはり貸付を差し控えるということとは、これはあり得ることだと思ふのでございます。しかしこの貸付の制度はこれで母子家庭の問題を全部解決できるわけのものではなく

て、やはり一つの目的を持ち、その目的に沿うたものに対する対策でござい
ますので、今お話のように、端的に申
し上げれば貸すよりも金を与えるとい
う方に重点を置いて考えなければなら
ないものに対しては、これは十分の優
割を果し得ないということとは、これ
現実あると思うのであります。それら
については生活保護の制度があるわけ
でございまずけれども、これは一つの
基準というものがございまずので、母
子世帯の方の目から見ればいろいろ御
不満の点もあらうかと思ひます。これ

らの点については今後全般的に母子福祉対策を進めていく上において考えなければならぬ問題だと考えております。

○山口(シ)委員 それではこの点につきましましては、審査の点が必要以上に慎重に過ぎて、貸付金を必要とする母子家族に貸し付けられないような事情の起らないように、またこのワケを広いるために、ぜひより以上積極的な対策を講ずるよう、その点特にこの際お願いを申し上げておく次第でございます。

次にお伺いしたいのは、やはりこの貸付の問題は、ただいまもお願いいたしましたように、どうしても実態をつかむことが最も必要な問題だと思います。そのために一つの方法といたしまして、やはり母子相談員の充実、これをどうしても緊急にはかる必要があるのではないかと。この法律が施行当時に福祉事務所の数と同数の母子相談員の数が必要である、そういう性質のものであるということが強調されたのでございます。そして今日に至りましたが、現在では福祉事務所の拡充にこれらのことが伴っておりません。そこで私は今必要に迫られて福祉事務所から増員の要求が出てくるということをしばしば聞いておりますが、これらのことがたまたまどういう状態にあり、また当局としてどういふいう考案方を持つておるか、それから現在全国で福祉事務所が何カ所あつてそれに何人の母子相談員が置かれておるか、これについても一つ御答弁願いたいと存じます。

○高田(浩)政府委員 母子相談員の問題については今お話の量の問題と、そ

れから質の問題と両方あると思ひますが、第一に福祉事務所の数が現在九百六十七カ所でございます。それに對しまして母子相談員の置かれております数は八百三十名ということでござい

ます。従つて一都道府県当り十六名という数になるわけでございます。そういう意味で、今お話しのように福祉事務所一カ所当りにはまだ至つていない、ちよつと欠けるということでございます。

それからもう一つの問題点は母子相談員の仕事の問題でございますが、実は母子福祉資金の貸付等のいわゆる事務、そういったものは福祉事務所の方でやるというふうな建前になつて、母子相談員はむしろ一般的な生活上の相談に應じたり、あるいは指導をしたりということに當るのが母子相談員でありまして、貸付等の事務は福祉事務所の方でやるのでございまして、福祉事務所の方の陣容がこれまた不足をしております関係上、往々にしてそういうた事務が母子相談員の肩にかかつているところが多いとあるわけでございます。一人の人間でございまして、結果としては母子相談員本来の仕事がそれだけ食われることになる。ですから母子相談員の問題につきましては、相談員自体の増員なり何かの問題と、それから福祉事務所の整備の問題と両面から考へていかなければならない、そういう問題になるわけでございます。

○山口(シ)委員 それで福祉事務所受付けました母子福祉資金に対する相談でございます。これに對してどのくらいのパーセントでこれが解決され

ているものでございましょうか。福祉事務所の仕事として、申し込みに対してどのくらいこれが処理されているものでございましょうか。

○高田(浩)政府委員 結局福祉事務所の方で受け付けました貸付の申し込みというものは県に参りまして県で最終的な審査をし、從來でありますれば児童福祉審議会の意見を聞いて貸し付ける、あるいは貸し付けないという決定をいたしておたわけでございます。

従つて結局窓口であります福祉事務所への申し込みは全部県に参りまして、そこで可否を決定するようになつておるわけでございます。全体として申し込み総数に對して貸付決定額がどれだけの割合であるかということによつて、これは御判定いただくことになるわけでありまして、その数字が先ほど申し上げました、たとえば三十一年度でありますれば七二・一％ということになるわけでございます。もつともこれは具体的な書類を通じての申し込みの決定の割合でございますから、とても申し込みに多いので、自分は希望があるのだけれども、借りられないだらうというところで、口先だけで話して、形式的な申し込みをしなかつたものもすいぶんあると思ひますから、そういう意味の潜在的な申し込みまで加えますと、この割合というのはぐつと下つてくると思ひますけれども、これはちよつと数字のとりようがございせんので、一応この数字で御了承いただきたいと思ひます。

○山口(シ)委員 今のお話によりまして、福祉事務所母子相談員の仕事は相当多忙であると考えさせられます。と同時に先ほど来の、貸してもらいた

いと思う者に貸し付けられていない、いわゆる必要である母子家族に貸し付けられていない。この問題は私は、あなたの御答弁以外にも一つ問題があるのではないかとと思ひます。それはこのういふような法律は非常に啓蒙宣伝が必要だと思ひます。すなわちPRが必要だと思ひます。そこで私はこの際、これら相談員の増員を要求するとともに、PRに對する徹底的対策を一つ講じていただきたい、これをお願いいたしておきます。ただいまのPRについて御意見がありましたら、ちよつと漏らしておいていただきたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 確かにお話のうに、PRが大事であることは申すまでもございせん、現実まだ不徹底な向きが多分にあることは、私どももこれは事実として認めざるを得ないと思ひます。これはやはり役所もそうでございます。社会も一緒になりましてその辺のところを積み上げていかなければならぬと思ひますのでござい

ます。毎年母子家庭を明るくする運動でありますとか、そういった一連の運動等につきましては、役所の方も積極的に協力いたしまして、その趣旨の徹底に少しでもプラスになるように努力してゐるわけでございます。

○山口(シ)委員 それでは次にお伺いいたしますことは、今回の一部改正の中に生業資金が五万円から十万円に引き上げられました。これは非常に喜ばしいことなんでしょうが、この増額された理由を伺うと同時に、この母子福祉の貸付資金の大部分を生業資金が占めている。これは私の方の調

べでございまして、約四五・七％を生業資金で占めてしまつてゐる。こういうことになりまして、もう半額を占めているという状態になります。この上この資金が十万円に引き上げられるということになりまして、この生業資金のワケがぐつと広がつてしまつて、結論としてどういふことになるかと申しますと、貸し付けられる対象のワケが狭められていく、こう自身は考えるのでございまして、当局の方の考えを一つお漏らし願ひたいと思ひます。

高田(浩)政府委員 五万円から十万円に引き上げられました理由は、実はお手元に法律案についての参考資料を差し上げてございまして、その二十二ページ以下に大体こういう仕事をするのにはこの程度の資金が必要だ。これはこれ自体きわめてラフな調べでございますから基準にはならないと思ひますけれども、一応の感じはここに出ておると思ひます。五万円ではきわめて乏しい仕事しかできないというところに従来実績上なつておりますので、その辺を考慮して十万円に引き上げたわけでございますけれども、しかし申すまでもなくすべて十万円貸し付けるといふ意味ではございせんので、たとえば従来六万円必要な場合は五万円どまりでありましたのに、そういったものも可能になるということでございます。一躍貸付額が従来二倍になるというふうには単純には考えられないわけでございます。これが一つ。

それから資金別の貸付状況は、これはお話のように二十八年からの数字をとつてみますと、生業資金が約四五・

七%を占めておるわけでありまして。しかし趨勢としてみると生業資金の方は漸次率は下つて参つております。たとえば三十一年について見ますと、全体の三%になつてゐるわけでありまして。これはこの法律の趣旨からいいます。生業資金の中心をなす、言いかえれば相當な割合を占めるというところは、これは當然の帰結であると思ひます。そういうことで今後この法律の運用については生業資金に相當な割合を置いて参りたいというところについてはこれは當然のことでございます。そこで全体の資金のワケがその大してふえないのに五万円を十万円にすれば一人頭の金額はふえるかもしれないけれども、貸付の対象の人間は減るじゃないか、これはお話の通りの理屈になると思ひます。ただ五万円から十万円に、すなわち二倍になつたから人間も半分になる、そういうふうには実は私も考えないわけで、十万円に引き上げましたけれども、五万円よりもちよつとオーバーするという程度の者ももちろんございますので、金額が同じだとすれば確かに人数はある程度減るという勘定にはなると思ひますけれども、その辺は今申し上げたような点を考慮して今後とも轉廻をして参りたいと思ひておられます。

○山口(シ)委員 この表を拝見して、表に表わしてある商売に対する資金額というものは非常に内輪であるような気がいたします。現在この程度の資金ではどうしてこれらの商売は開業できないのではないかと、これは常識でそう考えられるのではないかと思ひます。そこで多くの母子家庭の話聞いても、五万円は拝借できてもあと数万円

の金はどこからか無理をしてこなければならぬということ、せつかく安い利子で長期にわたる貸付をしていただいても、結局プラス、マイナス同じようなことになつてしまふという声を強く聞きます。そういうことからおそろく当局としても最高十万円という引き上げをなされたのだらう、こう考へておられます。そういう声が強いことを考へ合せますと、もう必ずといっていいほど最高十万円の申し出がふえてくるのではないかと予想いたします。この程度の貸付が率として非常に多いのだ、この程度のものは比較的少いのだから、この程度はつきりしたデータがそこにごさいますならば、私も今の当局の御答弁に対して納得いたしたす。しかし先ほどのお話でも、今回の予算は多分に感じによつてこれらの額が決定されたような感を強くさせられます。ですから、今の最後の御答弁に對しましてはより以上の確答をいたさないといふうち打ち切りにくいのでございませう。

○高田(浩)政府委員 この表に書いてあります仕事に対する資金の額は商工會議所等の資料を参考にして御提出を申し上げたような次第でございますけれども、店の規模も異なりますし、それから家とか土地からということになりますと、これは問題にならないようなわけで、もちろんそういうものを有するといふ前提で考えなければ、とてもこの資金程度では何ともならないことは言ひまでもありません。従来生業資金の限度額は五万円になつておたわけでありまして、実際に生業資金として貸し付けられたものの平均額を見ますと、実績は三万円になつてゐるわけ

であります。従つてこれから十万円に引き上げるわけでありまして、十万円に引き上げたあとの平均額が何万円に落ちつくかということは、今後の実績を見なければわからないわけでございますけれども、今の数字から五万円から十万円に単純にはね上るといふうには断定できないと思ひるのでございます。

○山口(シ)委員 一応それで納得いたしますが、先ほどの当局側の御答弁によりますと、予算は年々縮小されていつても返還率が非常によいから、この点はカバーされていくというふうなことでございまして、この資金に對する返還率というものは年々大体どういう状態になつておられますか、数字的に御答弁願ひたいと思ひます。

○高田(浩)政府委員 数字で申し上げますと、二十八年が八一・五%、二十九年が八〇・五%、三十年が七三・六、三十一年が不確定でございますけれども六七%という数字になつております。こういうふうな返還率は漸次低下をしております、私も非常に心配をいたしております。ただ償還額のふえる要素は、今までの毎年の貸付総額というものが累算して参りますので、従つてこれに對する償還率というものは、期限が来ましたならば漸次返つてくるわけでありまして、貸付総額がふえれば、一定の期間がたつてはその期間の総額はふえるということでございます。その意味で申し上げたわけでございます。

すが、それでは貸付のワケがよほどふえていって参りますか、ともに貸付のワケも縮小されていって参りますか。

○高田(浩)政府委員 結局二十八年から政府の方とそれから地方の方とが予算を計上いたしまして毎年々々貸し付けを計上いたしまして、貸付額として累積をしていくわけですが、

○山口(シ)委員 そういたしますと累積していけばこういうような数字は出ていてもワケは広がっているということですね。貸付の数字は表に出ておりましたでしょうか。質問がこまかくなつてしまつてすみませんけれども、よく知りたいと思ひるので、一つ調べて下さい。

○高田(浩)政府委員 資料の十九ページでございますが、そこに二十八年から都道府県繰入額、国庫貸付額、それから合計額がずつと出ているわけでありまして、それからその次のページに資金別、二十八年から三十一年までの状況が出てゐるわけでありまして、従つたといふ十九ページの表でござらんになります。二十八年は十三億五千万円といふものが貸付財源であり、これが貸し付けられておたわけでありまして、ところが三十一年までになりますと結局三十三億という金が財源として使われておる、これが全部貸し付けられておる、そういうことになるわけでありまして、かてて加えてその途中において償還をされましたものが同時にまたダブツて貸付になるわけでございます。ですから、貸付総額といふものは約四十億になつておるわけでございます。従つてその総金額はふえますから償還の率が多少下りましても償還の総額といふものは漸次ふえて参る、そういう

ふうに御理解いただきたいと思ひます。

○山口(シ)委員 ただいまの御説明でよく納得いたしました。しかし最後にお願ひいたしておきたいことは、こうして漸次ワケは広がりがつあるように思ひますが、母子世帯の中で生活保護を受けておる世帯の率、並びにボーダーライン以上の母子家庭の率から見ますとまだまだこの程度の対策ではどうして法律の趣旨は徹底しない、私はこう考へるのでございます。そこで政府は常に福祉国家の建設をよく主張しておるのでございますから、ぜひ逆の方向に向つて進まないように、皆様方の御協力によりましてより以上これらの法律の完全なる趣旨の実現に努力していただきたいと思ひておられます。

それからこの種の貸付に對しまして、私は利子の問題に少く希望を持つてゐるものでございます。できれば利子は免税であつてほしいと思ひてゐるものでございまして、利子に對する免税につきまして御当局はどういう御意見をもちになつていらつしやいますか。

○高田(浩)政府委員 利子は御承知のように年三分でございます、一般の市中金融に比べますとずいぶん低い額になつてゐるわけでありまして、貸付でございますからある程度の利子はつた方がよいのではないかと、貸付金の性質上その方がよいのではないかと、かように考へておられます。

なお金額という点から申しまして、この資金は普通の債権者と債務者との関係と違ひまして、結局債務者が返した金は別の母子家庭に貸し付けられるわけでありまして、この資金総

量がふえることは母子家庭全部が潤うわけではございませんから、従って適正な資金総量の増額は、この資金のやりくりという点からすれば最も母子家庭の福祉に役立つわけではございません。そういう点も考慮いたしまして、全然ないよりもこの程度の利子はやはりあった方がよいのではないかと考えております。

○山口(シ)委員 最後に、いろいろの種類、貸付資金があることと思ひますけれども、比較的婦人は借りた金の返還に対して誠実さを持っているものではないかと考えているものでござい

ます。そのほかの資金関係から見まして、母子家庭の返還率は割合としてはいいものでしょうか。それとも婦人であるからといって別に返還の率がい

いものとは言い切れないか。その点を最後に一つお伺いいたしまして、質問を終らせていただきます。

○高田(シ)政府委員 はかの資金との比較は、それぞれの数字のとり方や何かが違いますために、なかなか単純に比較はできないと思ひのでござい

ます。たとえ世帯更生資金についてみますと、昭和三十一年の三月末現在の償還率が七・四％というこ

とになっております。従ってそれに比べますと、こちらの方がちよつと償還

率がいい、償還の成績がいいというこ

とになるわけではございません。はかのこ

ういった庶民金融に比べますと、決し

てこの償還率は劣っているところ

か、いい方だと考えております。ただ

もちろん先ほど申し上げております

ように、この償還された金額は、同時に

ほかの母子家庭に貸し付けられるわけ

でございまして、いいのはまます

成績をよくして、なるべくたくさん

母子家庭にこの資金を貸し付けられ

潤うように私たちが努力をして参り

たいと思ひますし、また母子家庭の

万もその辺のところをよく心得いた

だいて努力していただいているものと

理解をいたしてあります。

○山口(シ)委員 ありがとうございます。

○森山委員 長 滝井義高君。

○滝井委員 少し根本的なことをもう

一回聞いておきたいのですが、戦争が

終つてから日本に二つの特徴が現わ

てきました。一つは非常に伝染病が

減つてきたということ、一つは離婚が

ふえたということなんです。現在私

が母子の問題を解決しようとするな

らば、やはりその根本的な母子の生

まれる原因は突きとめておくことが必

じやないかという感じがするのです。

そうすると厚生白書なんかを調べて

ましても、あるいは本日いただいたこ

の母子世帯の調査結果の報告書を見て

みましても、未亡人になるという形

態が戦災とか戦病死というものがだ

んだん比重が少なくなつて、そして

離婚によつて出てきておるという

で、男子側は七十四万と、四分の一

こそこしかないという、こういう人

口上から生まれてくる基本的な母子

の問題というものが、二つの側面

があると思ひます。そうしますと、

出てきた母子家庭を、困つておれば

金を貸してあげましようとか、あるいは子供が学

校に行けなければ行く金を貸しまし

ようというだけでは、これはやはり

根本的な問題の解決には少し政策

として足らぬ、何か欠けているところ

がある、不足しているところがある

という感じがするのですが、こうい

う根本的な点について一体厚生省

としてはどういふお考えを持たれて

おられるのか、それを、その根本

的なところを一つ御説明願ひたい

のです。

○高田(シ)政府委員 今お話をござ

いまして、差し上げてございませ

る母子世帯の調査の十四ページに、

原因別の母子世帯の分析が出てお

ります。そこに三十一年と二十七年

の比較がございまして、その中に

ごらんになります。そのうち戦病

死は二十七年に三三・五％を占めて

おりました。それが二四・二％に

落ちて、それからごらん願ひます

と、七・六％でございまして、こ

の四・六％、約二倍にはな

つたという状況でございませ

る。それからお話のように男女の

人口のアンバランスないし男女の

平均寿命という点からすれば、

女性の方が四才ほど多い

し、逆に結婚年齢という点から見

ますと、従来の概念でいって四、

五才、これは必然的にいゆる母子

世帯といふものがふえ

る、そういう必然性を持

っているといふことが言えるわけ

でございまして。そのう

い現象に対して厚生省としてど

う対処するかということではござ

いませう。これは非常に重大な問

題でございまして、

もちろん母子福祉資金

の貸付等でもその辺

のところを全部カバ

ーするわけに参らぬ

ことは言うまでも

ございませう。そ

ういふ現象に對して

の母子年金であり

る現象に對しての

問題であります

から、そういう問題

が論議せられる一

つの原因もあるの

ではないかと思われ

ますし、厚生省と

してもその辺を十

分検討を進めてい

つていふような一

つの客観的な根拠

があるわけじやな

いであらうか、か

ように考えます。

○滝井委員 母子世帯の発生

の原因がだんだん戦争とい

うことからそうなる

のでなくて、何か

一つの社会的な

原因は家庭的なもの

に変わつてきて

いるし、人口の問題

からいっても相当

の根本的な変化が

起つてゐる。その

解決はやはり国民

年金の中における

母子年金という

ようなもので解決

しなければならぬ

という感じがする

が、私は、明後日には大臣も出てこられる

のでありますから、もう少し、こ

ういふ厚生行政がもはや当面してある

程度の壁にぶち当たつたのを破つ

ていくためにはどうすればいいかとい

う問題が、こ

ういふ小さな

法案だと言

われている

ものの中に

も根本的に

現われて

き始めた

という点

は非常に

やはり

重大な

点では

ないか

と思ひ

ます。こ

のでそ

ういふ

根本的

な問題

を解決

していく

た

めには、

もちろ

ん一つ

一つの

問題が

積み上

げられて

初めて

一つ一

つの

問題

が解決

せられ

れば、

その解

決の上

に根本

的な問題の解決の糸口を見出すことにならうと思ひますが、この

のいた

た資料

を私見

して、

二十三

ページ

を見て

みます

と、こ

の社会

保険

——年

金と言

わんよ

りは

社会

保険で

すね、

これに

對する

加入の

状態を

見て

も半分

程度に

しか

社会

保険の

恩典に

浴して

いない

のです

ね。四

四・九

％とい

う形

も、も

ちろん

困つた

ところ

には医

療の

資金の

貸付が

行われるとかあるいは生活保護があるわけでしょうが、こ

うとい

うところ

にも年

金に

いく前

に片づ

けな

ければ

なら

ない問

題が横

たわつ

て

いると

いふ感

じなん

です

。この

前も

ちよつ

と言

つたの

です

が、年

金々々

と言

ひ始め

る。そ

うして、

一番取

り組ん

でお

つた足

元の結

核対策

とか皆

保険と

いうも

のが忘

れられて

、年金

だとい

うこと

にな

る。非常に経済力の少い現在の日本に

おいては、

年金が

そう一

夜に生

まれる

という

わけに

はいか

ぬだら

うと思

ひます

。そう

すると、

やはり

どうし

ても

じみ

な一つ

一つの

問題

を積み

上げて

いく以

外に

ない

のです

が、母

子世帯

で

、こ

の

前

も

、こ

の

前

も

、こ

の

前

も

、こ

の

前

も、こ

の

前

も

、こ

の

前

も

、こ

の

前

も

、こ

の

前

も

、こ

の

前

も

、こ

の

前

社会保険に加入するという道は現在ほとんど開かれていないとすれば、その人が就職をする以外にない。ところが、母子世帯を恒久的な雇用労働者として雇うところというのは非常に少いのです。そうすると、臨時的な非常勤的なものになってしまふ。それで保険がない。国民健康保険は、まだなかなか全国的に普及されていない。二千四、五百万も残っている。特に大都市に残っているということになると、これらの母子の諸君というものは社会保険の恩典にもなかなか浴せないという問題、これはやはり一つの年金の問題に入っていくために片づけなければならぬ問題だと思ふのです。こういう点は具体的調査で数字にはつきり現われてきているのですが、こういう点は児童局の方では保険局やその他いろいろお話し合いをされておると思ふますが、どういふことでこれを推進されるか、どういふのか。百万世帯をこえる母子世帯——これは年令の取り方によつていろいろ違つてくると思ふますが、とにかくいざの御説明でも百十五万世帯、その五、六十万のものは何ら保険の恩典もないのだ、こういうことなんです。こういう点は一体どうお考えになつておるのですか。

○高田(港)政府委員 社会保険の加入状況は、今お話し通りの数字でございます。これを一般の状況と比べると、やはりこちらの方が相当落ちているといふふうにお考えられます。そういうふうなこともございまして、母子世帯等の集まりの機会には必ずといっていいほど保険の普及と申しますか、皆保険の実施ということが強く叫ばれておつたわけでございます。私もさうい

う意味において、厚生省全体が国民皆保険の推進に、皆様の御協力を得て努力をしておるような状況でございます。その中で、それを全般的な立場に立つて努力をいたしますと同時に、しかしそれともききよう、あすというわけには参らなかつたところもあるわけでございます。一面においては社会局で行なつておりますところの医療資金の貸付の制度を活用して、その辺のある程度のつなぎをつける。そういうふうな、両々相対つてやつて参りたいというふうな考へておるわけでございます。

○滝井委員 社会保険の問題も、一つ保険局まかせということではなくして、そういう側面的な必要性というものを児童局の方からもぜひ推進をしていただかなければならぬと思ふます。それから次は、同じく根本的な問題の解決として、局長が御答弁をされた年金の問題ですが、やはり同じベージにも出てくるように、現在年金関係の恩給とかというふうなものを含めたいわゆる年金を受けておる人々は、母子世帯の中で三割一分くらい占めておるわけなんです。この一世帯の平均が三万九千五百七十円となつておるわけですが、この状態を見ますと、遺族年金がほとんど大部分なんです。それで次第に戦病死、あるいは戦災死というものがなくなつて、離婚を中心とする未亡人の年金で生活なさえていく比率というものがぐつと下つてくるわけなんです。これはおそろく数年を出でずして下つてくることは確実です。というのは、遺児年金は十八才なり二十才になれば恩給、公務扶助料はもらえなくなる。遺族はだんだんおじいさんやら何かな

くなつていくということになると、もたらぬ機会が少くなつていくことで、だんだん比率は少なくなつていくと思ふのです。そうしますと、こういう面から貸付の率が向上してくる面が出てくると思ふますが、しかし何といつても生活を根本的にささえるとするならば、やはりさういふ面から大体離婚といふものが非常に未亡人を作る状態が出てくるとするならば、年金問題を根本的に考えなければならぬ点が出てくると思ふ。年金問題というのは、今まで主として厚生省の企画室が保険局にまかしておればということであつたのですが、こういう社会保険とか年金といふ面を、もう少し社会局なり児童局の方からも積極的にやる。推進して一つの力を結集していかなければ、とても今の日本の保守党の政府のもとではできぬということなんです。これはキャッチ・フレーズとしては出るかも知れないけれども、ほんとうの政策は出てこない。何かのお茶にござして終つてしまふということなんです。これはやはり真実の声を遠慮なくあなたの方からあげていただきたいということなんです。そういうことを要望して一応これで質問を打ち切つておきます。

○山口(シ)委員 先ほどの母子福祉の質問の継続のような形になります。一つ当局の方の御意見を伺いたいと思ふのです。御承知のように、今回売春防止の法律が実施されるに当りまして、売春婦の中には子供を大ぜいかかえてこれを業としておるという種の女性も多いのじゃないかと私は考へております。こういう人々の中には、子供たちのために一日も早く正業についで更生したいという意欲に燃えている

人も私は必ずあると思ふます。そこで、こういう人たちが一たび生業につきたいと思ふますときに、やはり頭に浮んでくるものは母子福祉資金の法律だろうと思ふのですが、こういうことでさういふ種の母親の申し出といふものが今後ふえていくんじゃないかといふことが考へられるのですが、当局のお考えを一つお漏らしを願ひたいと思ふます。

○高田(港)政府委員 母子福祉資金の貸付の規模は先ほど来お話し申し上げておりますように、実際貸付決定を見てものに比べましていわれる潜在的な希望者を加えますとこれは相当多いわけでありまして、全体がとにかく百十五万の母子世帯でございますので、今のお話のような立場の人たちがそのうちのどのくらい割合を占めておりますか、パーセンテージとしては私はさう多くはないと思ふますけれども、結局潜在的あるいは顕在的な貸付の申し込みの量といふものは、今後さう急激に減るといふことはもちろん考へられませんが、大数としては、さう急激にふえて今までと全然違つた考へ方をしたいかなければやつていけない、そういう状況にはならないと思ふます。今お話しした点も十分今後実施運営上考へていかなければならない点だと思ふますので、さういふ点を私も考へまして実施に万全を期していきたいと思ふます。

でも、母子家族であるということがむしろ一つの理由になりますと同時に、差し迫つたこの人たちの生活状況がむしろこの人々には悪い条件に相なりまして、資金は言うまでもなく最低のものでございまして、しかも雇う方は零細な家内工業、いわゆる中小企業でも零細といつてもよろしい程度の家内工業、しかも臨時で不要になればもういやおうなしに断つてしまふといふような、まことに気の毒な状態のもとに働いておるお母様方が大へん多いようでございます。この人たちが何によつて救われておるかと思ふますと、やはりさういふ低い賃金ではありながら、母子寮に入れてもらつてゐるために何とか生活を営んでいけるということ、非常に母子寮のありがたさが身にしみているようでございます。そこで私は母子家族のために母子寮の問題が非常に大きな問題ではないかと考へさせられておりますが、当局のお考えはいかがでございますか、この際一緒に一つ御答弁を願ひたいと思ふます。

○高田(港)政府委員 母子家族の就職の問題は、今お話しのように母の方の就職の問題と子供の方の就職の問題と両方ございまして、子供の方の就職の問題につきましては、これは主管官庁であります労働省に非常に力を入れていただまして、一こゝろいろいろ世間に意見がございまして、非常に状態が改善されて、今日の状態ではほかの者の就職の率に比べて決して劣らない、さういふように私も承知をいたしておりますし、現に身元保証につきましても、今数県の県においてその条例をこしらへ、あるいは二十数県に

は、私とも万全の努力を払っていかなければならぬ、かように考えております。しかし、もちろんこれで母子世帯の問題を全部カバーできるかというと、それはそういうわけでなく、住宅の問題でありますとか、あるいは農地の問題でありますとか、これは法律に
なるものもあるしならぬものもありますけれども、まだいろいろ問題がございます。これらについては、総合的に一つ一つ解決をしていくという努力を、私ども怠つてはならないと思ひます。また現実一つ一つ解決の緒を見出す。

して進んでいるような状況でございます。

そういう意味において、母子福祉全体の問題を解決して参りたいと思っておりますし、特に先般来この委員会においても、山下先生初め滝井先生、あるいは堂森先生、植村先生等から、年金の問題を非常に強く御意見が出されたのでございますが、これらについては、私ども十分今後とも努力をして参りたいと考えております。

○森山委員長 他に御質疑はありませんか。――御質疑もないようでありますから、本案についての質疑はひとまず終了したものと認めます。

本日の質疑はこの程度にとどめ、次会は明二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

第二号 中正誤

頁段行 誤 正

三 五 元 日雇い健康 日雇い失業
保険 保険

昭和三十三年二月二十二日印刷

昭和三十三年二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局